

7 公立香第 177 号  
令和 7 年 11 月 10 日

所属所長 殿

公立学校共済組合香川支部  
支部長 淀谷 圭三郎

令和 7 年 12 月 2 日以降における支部保健事業利用時の  
本人資格確認に係る取扱いについて

現在、人間ドック等の支部保健事業利用時においては、必要に応じて、マイナ保険証または本人資格確認書類の提示を求めているところです。

このたび、組合員証、被扶養者証等が令和 7 年 12 月 2 日から利用停止となることに伴い、本人資格確認書類等は下記のとおりとなりますので、お知らせします。

なお、すでにオンライン資格確認が可能な医療機関等で人間ドック等を受診する場合には、マイナ保険証を提示することで従来どおり本人資格確認を行うことが可能です。実施機関によって本人資格確認方法が異なる場合がありますので、ご留意ください。

記

1 本人資格確認書類等（別紙参照）

（1）マイナポータルの資格情報画面  
※保存したPDFファイル「医療保険の資格情報」でも可

（2）資格確認書

公立学校共済組合香川支部  
共済グループ  
担当：磯崎・黒田・藤本  
087-832-3794（直通）

## 令和7年12月2日以降 支部保健事業利用時にご提示いただく書類等

### (1) マイナポータルの資格情報画面



マイナポータルにログイン後、  
「健康保険証」をタップ。

資格情報画面が表示  
されたらスクロールし、  
資格を確認。

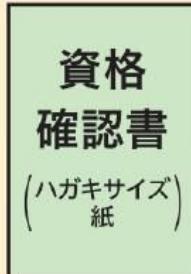
保存したPDFファイル「医療保険の資格  
情報」で確認する場合

画面の提示、プリントアウトの提示いずれも  
可能ですが、保存日時が概ね1か月以内の  
日付であるかを確認してください。

概ね1か月以内  
の日付が確認。

資格を確認。

### (2) 資格確認書



保険証等は令和7年12月2日以降は使用不可

